

容量市場「容量確保契約約款（対象実需給年度：2024-2029年度）（案）」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	頁	ご意見	回答
1	13、19	第15条 実需給期間前のアセスメント 第2項②に、「容量提供事業者は、前号の通知内容に異議がある場合、通知を受けた日から5営業日以内に、その理由を付して本機関に通知するものとします。」とあります。一方で、第18条 実需給期間中のアセスメント 第2項②では、「容量提供事業者は、前号の通知内容に異議がある場合、通知を受けた日から7営業日以内に、その理由を付して本機関に通知するものとします。」とあります。異議申し立てに関しては、実効性テストおよび実需給の何れの場合も、突合結果不一致の内容確認に時間が掛かることから、何れも、「通知を受けた日から7営業日以内」と平仄を合わせていただきたい。	後続業務のスケジュール等の兼ね合いから、5営業日としておりますので原案の通りとさせていただきます。事業者の皆様におかれましては負荷が高くなり恐縮ですが、よろしくお願いいたします。